

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

企業職員の手当の種類及び給与の基準を、那覇市職員の給与に関する条例の
適用を受ける職員の例によるものとし、併せて所要の規定の整備を行うため、
この案を提出する。

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)(以下「<u>職員</u>」と総称する。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 [略] 3 手当の種類は、管理職手当、<u>特殊勤務手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、休日勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、宿日直手当</u>及び退職手当とする。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>常勤企業職員等</u>」と総称する。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 [略] 3 手当の種類は、管理職手当、<u>管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)</u>及び退職手当とする。
(給料表) 第3条 <u>給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。</u> 2 <u>給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</u> 3 <u>給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料月額及び号給間の給料</u>	(給与の基準) 第3条 <u>常勤企業職員等の給与の基準は、この条例に定めるもののほか、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)別表第1行政職給料表の適用を受ける職員の例による。</u>

月額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。

(特殊勤務手当)

第5条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事した職員に支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる者を除く。)

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる者を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しな

ければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(2) 満60歳以上の父母及び祖父母

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(4) 重度心身障害者

(住居手当)

第8条 職員には住居手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下「就業規程」という。)第4条第2項の規定により、あらかじめ就業規程第3条第1項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第10条 休日等(就業規程第8条に規定する

休日及び就業規程第9条に規定する休日
に代わる日をいう。以下同じ。)において、
正規の勤務時間中に勤務することを命ぜ
られた職員には、正規の勤務時間中に勤
務した全時間に対して休日勤務手当を支
給する。

(夜間勤務手当)

第11条 正規の勤務時間として午後10時か
ら翌日の午前5時までの間に勤務する職
員には、その間に勤務した全時間に対し
て夜間勤務手当を支給する。

(期末手当)

第12条 期末手当は、5月31日及び11月30
日(以下この条においてこれらの日を「基
準日」という。)に在職する職員に支給す
る。これらの基準日の属する月に退職し、
又は死亡した職員についても、同様とす
る。

(勤勉手当)

第13条 勤勉手当は、5月31日及び11月30
日(以下この条においてこれらの日を「基
準日」という。)に在職する職員に支給す
る。これらの基準日の属する月に退職し、
又は死亡した職員についても、同様とす
る。

(宿日直手当)

第14条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ
た職員には、宿日直手当を支給する。

(退職手当)

第15条 職員が退職したときは、在職した
期間に応じて退職手当を支給する。

(休職者の給与)

第16条 職員が休職にされたときは、管理
者の定めるところにより給与を支給する
ことができる。

(専従休職者の給与)

第17条 地方公営企業等の労働関係に関す
る法律(昭和27年法律第289号)第6条第1
項ただし書の許可を受けた職員には、そ

(専従休職者の給与)

第4条 地方公営企業等の労働関係に関す
る法律(昭和27年法律第289号)第6条第1
項ただし書の許可を受けた常勤企業職員

の許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第17条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員(次項において「育児休業職員」という。)には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業職員のうち管理者が定めるものには、期末手当及び勤勉手当を支給する。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第17条の3 那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年那覇市条例第1号)第2条の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第17条の4 那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例(平成30年那覇市条例第4号)第3条の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(給与の減額)

第18条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間につき給与を減額する。ただし、休日等であるとき、休暇によるときその他その勤務しないことにつき管理者の承認があったときは、この限りでない。

2 職員が部分休業、修学部分休業、介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

等には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

3 前項の「部分休業」、「修学部分休業」、
「介護休暇」又は「介護時間」とは、そ
れぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定めるものに相当するものとし
て、管理者が定めるものをいう。

(1) 部分休業 地方公務員の育児休業
等に関する法律第19条第1項の部分休
業

(2) 修学部分休業 地方公務員法第26
条の2第1項の修学部分休業

(3) 介護休暇 那覇市職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例(昭和47年
那覇市条例第73号)第11条第1項の介護
休暇

(4) 介護時間 那覇市職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例第11条の2
第1項の介護時間

(非常勤職員の給与)

第19条 職員以外の企業職員(以下「非常勤
職員」という。)の給与は、次の各号に掲
げる区分に応じ、当該各号に定める給与
とし、給与の額及びその支給に関し必要
な事項は、職員の給与との権衡、その職
務の特殊性等を考慮して管理者が定める
ものとする。

(1)～(3) [略]

(定年前再任用短時間勤務職員について
の適用除外)

第20条 第7条及び第15条の規定は、定年前
再任用短時間勤務職員には適用しない。

付 則

2 令和14年3月31日までの間、第2条第1項
中「及び地方公務員法(昭和25年法律第2
61号)第22条の4第1項に規定する短時間
勤務の職を占める職員(第20条において
「定年前再任用短時間勤務職員」とい
う。)」とあるのは、「、地方公務員法(昭
和25年法律第261号)第22条の4第1項に規
定する短時間勤務の職を占める職員(第2

(非常勤職員の給与)

第5条 常勤企業職員等以外の企業職員(以
下「非常勤職員」という。)の給与は、次
の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
定める給与とし、給与の額及びその支給
に関し必要な事項は、常勤企業職員等の
給与との権衡、その職務の特殊性等を考
慮して上下水道事業管理者が定めるもの
とする。

(1)～(3) [略]

付 則

2 令和14年3月31日までの間、第2条第1項
中「及び地方公務員法(昭和25年法律第2
61号)第22条の4第1項に規定する短時間
勤務の職を占める職員」とあるのは、「、
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2
2条の4第1項に規定する短時間勤務の職
を占める職員及び那覇市職員の定年年齢
の引上げに伴う関係条例の整備等に関す

0条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とする。 3 <u>令和14年3月31日までの間、第7条及び第15条の規定は、那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員には、適用しない。</u>	る条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。